

議会運営委員会記録

令和6年9月30日（月）

開議 13 時 30 分

閉議 15 時 11 分

第4委員会室

出席者

〔委員〕柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、森井総務管理係長

〔事務局〕下間局長、松井次長、大下庶務係長、久保田書記

議 題

- 1 令和6年12月浜田市議会定例会議の会議予定について 資料1

- 2 請願・陳情の取扱い変更後の対応について 資料2

- 3 政務活動費について
 (1) 自家用自動車使用簿について 資料3

- 4 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[13 時 30 分 開議]

○柳楽委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。

1 令和6年12月浜田市議会定例会議の会議予定について

○柳楽委員長

資料1を参照されたい。説明をお願いします。

○下間局長

(以下、資料を基に説明)

○柳楽委員長

今の説明について質疑等はあるか。

(「なし」という声あり)

では、執行部は退席されて構わない。

(執行部退席)

2 請願・陳情の取扱い変更後の対応について

○柳楽委員長

資料2を参照されたい。まず1番の議会運営委員会（以下、議運）における決定事項と、2番の請願・陳情の処理に係る課題と対応案について、事務局から一括して説明をお願いします。

○松井次長

(以下、資料を基に説明)

○柳楽委員長

説明があった。1番については決定事項なので、2番について各会派での協議結果の報告をお願いします。

○村木委員

おおむね対応案を支持したいが、1点だけ、請願者・陳情者への審査結果の通知においては、対面と郵送分については郵送、オンラインについては電子メール等なのだが、全ての提出方法について選択制を導入したらどうかといったことである。

○柳楽委員長

今の意見だと、対面や郵送についてもメールで受け取る方法を入れたらどうかということか。

○村木委員

はい。受け付けの際に本人確認として電話もするし本人が来庁するので、返信にするメールアドレスについて聞けば良い。

○柳楽委員長

事務局の事務処理としてメールアドレスも確認することはそれほど難しくないか。

○松井次長

はい。

○柳楽委員長

そのことについて他会派はどうか。

○川上委員

問題あるのか、別に良いではないか。

○柳楽委員長

今のことについては、対面も郵送もオンラインも全て同じように選択制の形で受け付けることについて、事務局もよろしいか。

(「はい」という声あり)

続いて超党みらい。

○大谷委員

事務局案で了承である。

○川上委員

創風会も何も意見はなかったので了解である。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

公明クラブも特に問題はなかった。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

それでは各会派とも、先ほど出された意見については、選択制の案で皆に了承いただいたということで決定とさせていただきたい。

続いて3番の陳情取扱基準の項目追加について。これは以前、超党みらいと公明クラブから提案があった事項である。提案された会派から補足説明があればお願いします。

○大谷委員

超党みらいはない。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

公明クラブも特に記載している以外に補足はない。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

項目追加の件について、各会派の協議結果の報告をお願いしたい。

○村木委員

補足説明があるのを期待して、今日ある程度理解を深めたいと思っていた。

○柳楽委員長

もし疑問点があれば出してもらいたい。

○村木委員

会派内では、不明瞭とはどの程度のものか、また不明瞭というのをどのように基準化するのが難しいのではという意見があった。

○柳楽委員長

超党みらいは提案された側だが、特に何かないか。

○大谷委員

不明瞭については、個々の見識によってばらけると思う。これまでも議長団や議運の正副委員長が協議されるときに、おそらく悩まれてきたと思う。経験の中で精度を高めるような事柄が出てくればそれを付け加えていけば良いとは思っている。現時点で例として挙げるのはそこに書いてあるような事柄である。

○川上委員

創風会は特にならない。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

先ほど願意が不明瞭といった話があった。大谷委員も少し言われたが、正副議長と議運の正副委員長とで取扱いを判断する中で、願意が分からないという基準で落とすこともあると思う。不明瞭とはどういうものかというのは、なかなか示しにくいので、その都度の判断になるとは思った。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

各会派から意見をいただいた。まず超党みらいの①不明瞭なものの取扱いについては何か意見があるか。皆も、どのようなものかというのはなかなか示しにくいと思う。

○議長

いつも請願・陳情が出た際に正副議長と議運の正副委員長とで協議するのだが、確かに題目がないなど不明瞭なものがあるのも事実で、事務局の努力で再確認してもらい、ある程度明瞭なものにして審査している。これも、受け付けた状態のままでも手を入れずに不明瞭なものとして扱うのか、懇切丁寧に修正を促してある程度内容が分かるようにして審査するのか。今まで事務局の努力で積み上げてきていることを皆はご存じないと思うので、把握しておいてもらえたらと思う。

○大谷委員

努力しておられることについては、全部ではないが漏れ聞くことがある。だから

こそ、もっと整理しやすいようにしておいたら良いという提案でもある。寄り添うという面もあるとは思いますが、題目がないようなものは明らかに書式に沿ってない。許容できる範囲は皆まちまちとは思いますが、郵送も対面と同等に受け付けるということは量が増えると想定できると考え、十分に対応できないものについては受け付ける段階で整理しやすい基準があったほうが良いのではないかと。

○柳楽委員長

受け付けの段階で切ってしまうのは難しいような気もする。私も個人的な考えからすると、取扱いをどうするかで判断するのが良いと思う。誰が出された場合でも同じ取扱いをするのが基本だと思う。今後どういった方が提出されるか分からないが、常識に基づいてしっかり書いていただくのが難しい方ももしかしたらおられるかもしれないので、そこを厳しくするのはどうかという考え方もあるのかと思う。

○三浦委員

基本的に文書として出していただくことをこれまでもずっと確認してきていると思う。これは個人的な意見だが、今回の請願については、文面から伺える願意が理由と乖離している印象があったため私は反対した。文書主義という点を基本的に考えて陳情の取扱いも考えるのであれば、やはり文章の中で願意を示していただく。そこから読み取れるもので我々は判断していくしかない。したがって今回の不明瞭というものについても、その文章からどう読み取れるか、それが不明瞭であれば判断しかねるということで、陳情としてはそれを採択するか不採択とするかを決めていかなければいけない。何を伝えたいか明瞭にして、陳情ないし請願を出してもらおう。それが、補足資料やそれをどう解釈するかが議員にかなり委ねられるような文面だと、どうしても賛否が分かれてしまい、最終的に請願者・陳情者の願意を議会が正確に酌み取れてなかった結果として賛否が分かれてしまうようなことにもなりかねない。①についての直接的な回答にはならないかもしれないが、あくまで出された文章を我々はどう酌み取るか。今までの陳情をどう取り扱うかという審議の基本ベースにはそれがあると思う。事務局が受け取ったときに分からないから、これはどういう意味だろうかといったことをあまりやるのも、かなりの労力になると思うし、どれくらいそれをやるべきかについても判断しづらいと思うので、出されたもので判断していくしかないのだろうと思う。

○芦谷委員

三浦委員の意見に同意する。一つは、受け付け段階なり、請願は紹介議員の関与によって、ある程度良く分かるようにする。もう一つは、市議会の常識と市民の常識が違う場合がある。したがって、文面上はおかしい点があったとしても付度して提出者の思いや実情を受け取ることだと思う。

○柳楽委員長

受け付け段階でという話があったが、これまで分かりにくいものについては事務局が努力してくれて、やり取りの上で少し分かりやすくなったことはあったかと思う。そういったことの必要性について話が出たのかと思うがいかがか。

○川上委員

先ほど三浦委員が言ったことは理解できると同時に、現在の取扱基準の(1)に「趣旨、願意等が不明確で判然としないもの」とあったので、このことが大事なのである。現在は事務局に調整してもらっているが、それも次のためには必要なことだと思うので、迷惑かもしれないが、ぜひとも今後もやってもらう形にしておくべきだろうと思う。私も以前議運にいたので、ある程度分かっている。迷惑かもしれないが、ぜひ調整して、それでもできなければそれは配付のみにするという方法で良いと思う。

○柳楽委員長

取扱いとしては、受け付け段階からこれまでのようにということできさせていただき、中身については取扱基準のところで対応を考えていくのが良いかと思っているが、それでよろしいか。

(「はい」という声あり)

では①についてはそういう形にさせていただきたい。②個人名の記載があつて黒塗りにしないと公開できないようなものは配付とするとあるが、これについてはいかがか。

○松井次長

今ある取扱基準の(4)に、「特定の個人に関する情報を明らかにし、プライバシーを侵害するおそれのあるもの」となっている。これに近いかと思っているが、これとの違いがあれば教えてほしい。

○大谷委員

過去、黒塗りになった状態が出てきたことがあったと記憶している。それがあつたので、そのようなものについては(4)に該当するとして配付とすることを厳格化すれば良い。

○柳楽委員長

では③市内に居住せず通学・通勤や活動もしていない、浜田市との関与がない方からの陳情は配付とするという内容だが、これについて意見をお願いします。

○川上委員

これは判断が難しいので基本的に無理だと思う。

○村木委員

確認だが、今は何人も可となっているのを、ある程度限定したらどうかという意見か。

○大谷委員

これについては、文面の中に、旅行しに来たとかいった方々の場合は、おそらく、こういう事案があつたがこれについてはこうだというように理由が書かれていると思うので、内容によって関与があると判断されるかどうか区別が付く。

これを想定したのは、それこそ一斉メールかのように各市町に郵送されているようなケースの場合、浜田市に関与されてない方と見なせるだろうとして、意見としては承るが審査には当たらないという意味合いである。

○柳楽委員長

説明を聞いていると、内容的に市の事務や権限に関係しない事項というのがそれに当たってくるのかとも思った。

○大谷委員

それも含めてである。

○柳楽委員長

そういうことなら取扱基準(8)に該当するところだと思う。

○川上委員

取扱基準(11)になるのではないか。

○議長

今までいろいろな方から受け付けている。郵送など特に東京から来たりもする。以前、サン・ビレッジ浜田について広島の方が一緒に陳情されたこともあった。浜田市に関することなら浜田市にいない方でも私は受け付けて良いのではと思っている。

○柳楽委員長

内容が問題かと思っている。

○大谷委員

サン・ビレッジ浜田の件は、私も受け付けて良い内容だと思う。浜田市での活動があると見なせる。理由の中から浮かび上がってきた内容で判断してもらえば良い。ただ、これまでよりも厳格にしたら良いという応援の意味合いもある。項目はたくさんないほうが良いとは思う。したがって、これを厳格に当てはめようという応援ができれば、それはそれで良い。

○三浦委員

例えば全国組織で、全自治体に一律改善を求めるといった陳情もあると思う。その団体本部が必ずしも浜田市になかったりする。超党みらいの提案をそのまま文言化すると、そういったものの受け付けができなくなってしまう。私はそういうものも陳情として受け付けて審査する思いがあったので、そのあたりはどうか。基本的に浜田の市政に対する陳情なので、そうではないものが来てしまうと判断に困る。そういう意味だとは思うが、先ほど紹介したような事例もあるので、浜田市に通勤通学してない方や在住してない方と一概に線引きしてしまうと、本来受け付けるのに適している案件も省かなければいけない可能性も出てしまう。

○大谷委員

その件に関しては今言われたとおり、全部が一律だという枠内で考えたら浜田市民も関係することになるので、市民に関係すると判断できるのであれば受け付けても良いとは思う。一応具体例があったほうが良いという意味合いで書いたが、思いは補足したとおりである。

○柳楽委員長

線引きをきちんと出すのはなかなか難しいのかと思うが、出された内容によっては審査が難しい内容等もあると思うので、そういったところは取扱いをどうするか

判断のときにさせていただくとか、あまりにもそういうものが多いようなら今後考えていく必要があるのかと思う。取りあえずはこれまでどおりということによろしいか。そういったところには配慮しながらやっていきたい。

(「はい」という声あり)

では④一般市民のマナーや個人の陳情から発生する行動に関することについては配付という意見について。これは取扱基準の(5)特定の個人や団体を誹謗中傷といったこととはまた違うのか。この場合、相手方に何かしら求めるような内容ということか。そうではなく、誰かしらの行動や相手方を批判するような内容か。

○大谷委員

これに近い内容としては、交通マナーの関係でこういうことがあったのだが、このように指導してほしいといった意味合いのものがあったように記憶している。そういうことについては議会で受け付けまでしなくて良いと思っている。

○柳楽委員長

それについても正副議長と議運の正副委員長とで一応判断させてもらった。とりあえず保留させていただき、公明クラブから出している、特定の個人に行為を求めるものについて、これまで特定の個人に対して謝罪を求めるといった内容のものが出されていたことがあったので、そういうったことについては議会のほうで誰かに謝罪を求めるのはふさわしくないのではという思いから出したが、皆はいかがか。

○三浦委員

柳楽委員長が説明された、特定の個人に何かこのようにしてほしい、あるいは改善を求めるようなことはなかなか議会で判断しづらいという内容だと思うが、先ほど超党みらいが言われた、市民の行動によって改めてほしいというのは類似していると思った。そのような理解でよろしいか。

○柳楽委員長

私がどう思うかよりも、超党みらいがそれを違うと思われるかどうかだと思う。

○大谷委員

同じと言えば同じだろう。

○柳楽委員長

違う部分があるのかと思ったのだが。

○大谷委員

それくらい微妙な意味合いだろうと思う。個人の事柄についてこうすべきといったことを議会で審議するのはそぐわないという一般的な思いである。先ほども言ったように、審議する際に悩まれるので、そうしたことは少しでも線引きしやすいように提案させてもらっている。基準として新たに入れるか入れないかはともかく、整理しやすいだろうとは思っている。

○柳楽委員長

例えば、④と公明クラブの①を少しまとめたような形にさせていただくこともできるように思うが、その辺はどうか。

○三浦委員

今の取扱基準(8)に、「市の事務や権限に関係しない事項について行為を求めるもの」というのがあって、これと今提案されているものとは違うのか。説明された内容はこれに含まれるように思う。

○柳楽委員長

すごく微妙だと思う。

○川上委員

全然微妙ではない、かなり違う。なぜなら取扱基準(9)に該当するから。

○柳楽委員長

それを言い切って良いものか。

○川上委員

言い切らねばだめだ。行為を求めるのは(9)なのだから、明らかである。

○柳楽委員長

あまり詳しく出せない。

○川上委員

出せないなら出せないで、やめておけば良い。

○柳楽委員長

暫時休憩する。

[14 時 10 分 休憩]

[14 時 22 分 再開]

○柳楽委員長

委員会を再開する。超党みらいの④と公明クラブの①について、意見をいただきたい。

○大谷委員

正副議長と議運の正副委員長が苦勞されているという、いろいろな事案を紹介いただいた。これまでのことを踏まえると、取扱基準(7)の「市の職員に対する懲戒、分限等、個別の処分を求めるもの」という項目があるが、この中に、個別の処分や行為を求めるとして、「行為」を足してみたらどうかと提案するがいかがか。

○柳楽委員長

皆はいかがか。そのようにさせていただいてよろしいか。

(「はい」という声あり)

では、そのように決定する。よろしく願います。文面は考えさせていただく。

続いて4番の請願書・陳情書の様式統一について。これは以前、超党みらいから出された事項である。補足があれば願います。

○大谷委員

オンラインの場合には文字数が制限できるので、この線に沿ってやっていただけ

れば良い。

○村木委員

山水海では、正直A4の1ページでまとめられるのかという意見が出た。ただ、言われたようにオンラインでは文字制限があるので、その辺とのバランスも考えて決めるべきである。

○柳楽委員長

創風会の意見は。

○川上委員

特になし。

○柳楽委員長

オンラインの場合は文字数の制限が出たが、オンラインの文字数を制限するかどうかも決まってはいる。皆は文字数制限が必要と考えているか。

○三浦委員

山水海は必要ない。

○柳楽委員長

超党みらいは制限が必要だと考えておられるのか。

○大谷委員

資料の添付は可としているので、主張したい事柄については資料内で語れる。大本については意見が分かれないうように整理していただくためにも、ある程度の制限があったほうが良いと考えている。

○柳楽委員長

創風会は、文字数制限についてはどう考えるか。

○川上委員

特段なし。

○柳楽委員長

事務局に確認だが、文字数の制限なくても問題ないのか。

○松井次長

オンラインについて、最大の文字数が1項目につき3千文字までは入力可能である。

○三浦委員

オンライン上のシステムが3千文字となっているのであれば、それは一つの基準として使えば良い。だからといって書面や郵送をそれに合わせて3千文字にする必要はないと思う。仮にオンライン申請を好む方が、3千文字では困るといったことが出てくれば、添付資料などで補足を促したり、そのときに改善すれば良いのでは。しかし、1項目3千文字書けるというのは、それなりの分量を確保していると思う。書ききれないということはなかなかないと思う。かつ、簡潔明瞭にできるだけ願意をコンパクトに、何を求めているかを出していただくのが大事なので、あまり長く説明するよりはそういった点を求めていくという意味でも、文字数制限はしなくても良い気がする。

○柳楽委員長

願意が端的に分かるようにというところだと思うが、そうなった場合に、文字数が限られているほうが、その範囲でしっかり書き込めるということもあるかと私は思った。

○三浦委員

簡潔明瞭さは求めるところだが、簡潔明瞭に伝えたいことをまとめるのは、これはこれで大変な作業であり、率直に自分が思うことを素直に書いていただく、とにかく今は浜田市議会としては出されたものを審査するスタンスがあるのだから、できるだけ出してもらいやすいようにしておくほうが、議会の姿勢としては一貫性があると思う。それを、あまりに提出する側に求めるルールを細かくしていくとスタンス自体が分かりにくくなるので、今の方向性でいくならできるだけオープンにしておいて、もちろん最低限の陳情というものを理解していただくために取扱基準のようなものを設けることも理解するが、その中でやれば良いのではないか。

○柳楽委員長

創風会は良いのだと思うが、超党みらいについては、特に制限を設けないという意見が2会派から出ているがいかがか。

○大谷委員

そこまでするべきではないという意見が大勢であればそれに従いはするが、一応文字数が少ないほうが事前の判断はしやすいだろうという思いはあるので、そのことは申しておく。

それと、広げておいて絞るよりは、絞っておいて広げるほうが良いという思いもあるので、最初は文字数制限を設けても良いと思う。

○川上委員

先ほど三浦委員が言ったように簡潔にと求めているのだから、行間が読めないようでは困るので、これについては制限しないほうが良いと思う。制限すると違う意味で取る可能性が出てくる。

○柳楽委員長

制限しないという意見のほうが多いように見えるがどうか。

○大谷委員

良い。

○柳楽委員長

では、文字数の制限は行わない。対面や郵送の場合、様式1枚にというのが理想という考えだとは思いますが、議会のホームページに様式を出しているのだから、そこに収めてもらいたいと言うことはできるかと思う。あとは提出者個人の判断によると思う。そこで制限して出しにくいものになるのは、また問題も出てくるかと思う。簡潔明瞭に書いてもらうことと、様式で収めてほしいということを理解するという対応でいかがか。

○大谷委員

見本を例にしてほしいということを強調してもらいたい。

○柳楽委員長

では、オンラインは文字数制限しないということで決定したい。

最後に5番目の陳情の随時審査について。これは前回山水海から提案があった事項である。補足説明はあるか。

○村木委員

願意としたら随時受け付けるので、ぜひ審査できるように対策を講じたい。議会事務局からコメントに答える関係で補足したいのだが、(1)直近で開催される委員会でやるのか、間が空く場合は審査のためだけに委員会を開くのかについては、各委員会の正副委員長の判断に委ねたい。もちろん受け付けるタイミングにもよる。

(2)担当課に陳情内容を通知し委員会に出席を求める必要があるかについて、もちろん陳情内容にもよるが、各委員会の正副委員長判断によると思う。

(3)参考人招致が必要な場合はどうするかについては、現制度であっても今回考えている制度であっても各委員会の決定だと思っている。

(4)どのくらいの頻度で正副議長、議運の正副委員長が確認をするのかだが、随時受け付けるものと思っているので、随時確認いただきたい。

最後、議長が全員協議会に諮るという現在の付託ルールをどうするかだが、これについては見直しを検討されたい。いわゆる全員協議会での付託ルールを廃止して、正副議長と議運の正副委員長の仕分けに基づいて委員会に付託される。もちろんそのためには、申し合わせ事項の見直し改正を求めたい。

○柳楽委員長

超党みらいの意見は。

○大谷委員

現行制度の中で受け付けて審査をすることでよろしいと思う。

○柳楽委員長

これまでどおりということは定例会議ごとの審査ということか。

○大谷委員

はい。

○柳楽委員長

創風会は。

○川上委員

特段なかったので多分これまでどおりで良い。今後もし随時という話が出るようであれば、大事なことなので、全議員に確認が必要。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

公明クラブは、まず(1)については執行部が出席する定例会議と定例会議の間の委員会でやるのが良いのではないか。(2)については、定例会議の間の委員会なら執行部

も出席するので、特に調整等はないかと思う。(3)については先ほどもあったが、委員会内で決定されることかと思う。(4)については、例えば定例会議の間も含めてとなると年8回機会があるかと思うが、委員会の何日前といった区切り方で良いかと思う。(5)についても、全員協議会での付託はやめて、議長から直接委員会へ付託していただくやり方で良いと思っている。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

意見が割れている。

○大谷委員

正副議長と議運の正副委員長で事前審査をされるということは、出されるたびに審査するのか。

○柳楽委員長

公明クラブの考え方は、定例会議と定例会議の間の委員会するときにも審査することになれば、締切りまでに出されたものについて正副議長と議運の正副委員長で判断して委員会付託となる。

○大谷委員

原理原則も理解できるが、実際にそれを運用する際の担当者の大変さ等を考えると、これまでどおりのほうが合理的だと判断した。提出されるたびに対応していたら、その都度時間を取る。やはりある程度まとまってから、複数ある中で他と見比べながら判断のほうが、より適当だし合理的だろうと考える。

○柳楽委員長

山水海からこのような提案があったのには理由があると思う。その理由を以前にも聞かせてもらったかもしれないが、もう1回改めて聞かせてほしい。

○村木委員

3月に陳情が出たら今の整理だと6月に諮ることになるが、提出者が亡くなられたという事例があり、そう考えるとやはり随時受け付けてある程度進めたほうが、提出者も何らかのアクションを求めているので、年4回ではなく回数を増やせば良いのではないかということである。

○柳楽委員長

正副議長、議運の正副委員長、事務局で協議する労力にも配慮いただいた意見だったのかと受け止めたのだが、どうだろうか、今のような山水海の意見を踏まえて、それでもやはり定例会議ごとで良いか。

○大谷委員

確かに今の事例を考えれば検討の余地はあるが、制度として公開してやっているのだから、その部分は致し方ないものと判断するしかないと考える。

○川上委員

ルールを変えるのであれば、新たに委員会を開く必要がある可能性が考えられる

ため、せめて3常任委員会への確認をお願いしたい。

○柳楽委員長

川上委員からは、一度委員会にも、また全議員でも確認する必要があるのではないかと意見があったが、それについてはいかがか。委員会に対して確認したほうが良いのか、それとも全議員に一度に確認したほうが良いのか。川上委員としては、委員会が対応していくことになるので委員会へ確認するということか。

○川上委員

はい。臨時委員会を開く可能性がある。必ずすぐではなく、いつ頃までにやってくれということになるかどうか次第。

○柳楽委員長

そこがまだ決定してないのだが、先ほど案として出させてもらったが、定例会議と定例会議の間の委員会という形になれば年8回にはなってくる。期限が決まっているので、随時ということにはならないと思う。山水海の案は随時か。

○村木委員

随時なのだが、ただそのタイミングにもよる。定例会議の間の委員会が近ければそこに乗せられるし、内容も緊急性があると思われれば、それだけを扱うかもしれない。そこは各委員会の正副委員長の判断に委ねたい。

○川上委員

提案はもともと随時という形だったので、それに返事しただけである。臨時委員会を開く必要があるかもしれないので、委員会に確認しておいたほうが良いのではと言っただけである。ただ、定例会議以外の途中の委員会と言っても、委員会の何日前と決めた場合は、その委員会がいつになるか分からない。

○柳楽委員長

定例会議の間の委員会の予定は大体出る。

○川上委員

それならそれで良い。

○柳楽委員長

そのように公明クラブは考えた。なかなかそれ以外の途中で委員会となると執行部の調整が難しいかと思う。

○大谷委員

だから通常の委員会でやれば良い。

○柳楽委員長

今日の時点で特に決定しなくても、今はいろいろ意見があったので、委員会の意見も伺いたい。このことについては全議員なり委員会なりに確認させていただくということにしたい。確認の仕方については協議したい。

先ほど決まったところについては事務局のほうで手直しするのか。

○松井次長

決定したことについては進めていきたい。

○柳楽委員長

手続きのオンライン化を可能とするためには、浜田市議会会議規則や委員会条例や申し合わせ事項を改正するという手続きが必要になるのだが、まだ審査を随時にするのかどうかが残っているので、いつからかは決定できない。また先送りになると思う。

今後のスケジュールだが、せっかくオンラインで申請できるようにするので、できるだけ早めに、12月定例会議で決定できると良い。次回予定されている委員会にて今日出た意見をもとに各委員に確認して決定していただくということによろしいか。

(「はい」という声あり)

では直近で行われる委員会で各委員の意見を聞いていただき、最終的な意見をいただきたい。よろしくお願いします。

本日決定しなかったことについては、また会派で共有いただき、次回の委員会で協議して決定していきたい。

3 政務活動費について

(1) 自家用自動車使用簿について

○柳楽委員長

資料3を参照されたい。事務局から説明をお願いします。

○大下庶務係長

(以下、資料を基に説明)

○柳楽委員長

委員から質疑はあるか。

○川上委員

留意事項の最後、委員外議員として委員会を傍聴する場合だが、委員外議員も質問できるとなると、一括に「委員外議員として」と書いてあるのはまずいと考える。

○下間局長

議員としての活動に出席するのに政務活動費でという。

○川上委員

それであれば別に問題はない。

○柳楽委員長

そのほかには、何か。

○芦谷委員

これを出すのに、費目も記録も要るのか。今21人のうち、これを報告している人は何人で、していない人は何人か。

○大下庶務係長

毎月大体5名くらい出している。

○芦谷委員

せっかく仕組みがあるので、全議員が使えるように何か考えないと、せっかく制

度があっても4分の1しか使えないのはどうかと思う。

○川上委員

使えないのではない、使えば良い。使えるようにしてあるのだから使えば良い。

○柳楽委員長

いろいろな考え方も個々あると思う。どの部分で政務活動費を使うかも考え方が個々にあると思う。全員一律でこれをやってくれというのは難しいかと思う。しかしせっかくあるので使っていただけたらと思う。また、事務局が留意事項を書いてくれているが、誰が見ても目的や内容について理解できるような記載をということで、そこが一番大事かと思う。よろしく願います。これに関して、そのほかにないか。

(「なし」という声あり)

この案のとおりで問題がなければ、事務局がタブレットに配信し、その後全議員にLINE WORKSでお知らせすることとするので、よろしく願います。

4 その他

○柳楽委員長

委員から何かあるか。

○大谷委員

会派代表者会議の定例化について、会派として要望したい。開催されていないので定例化の必要はないのかということをご提案したい。

○川上委員

定例化ではなく、必要に応じてで、結構である。

○大谷委員

必要だと思ったときに情報が流れてこないのが、皆の思いに差はあるとは思いますが、あったほうが良いと思っている。

○永見副委員長

必要に応じてのほうが良いと思う。

○副議長

その担当はおそらく私になると思う。過去に、タイトな期間でいろいろなことを議論した場合もある。必要事項があれば私に言っていただければ、逐次判断しながら代表者会議を開催してきたつもりであるし、今からも、改めてそういうことがあれば言っていただければ速やかに開催したい。

定例化することはいかかなものかということだが、それよりも必要を感じたら必ず会派代表に言っていただき、こちらでも必要と判断すれば即座に開く形にさせていただきたいと思うがいかがか。

(「異議なし」という声あり)

○柳楽委員長

副議長から発言があった。もしこういったことについて他会派との協議も必要だと思われる内容があれば副議長に言っていただければ良いと思ったので、そのようにお

願います。

○副議長

補足だが、情報が流れてきていないという話が先ほどあった。情報格差がないよう必要があるれば会派代表にこちらから知らせ、会議の招集が必要かどうか判断させていただきたい。そういった情報提供に関しては、むらのないようにしたい。

○大谷委員

全員協議会内での川上委員の発言について、初耳だったのでどういうことかとは思った。

○川上委員

あれは、会派は関係ない。

○大谷委員

分からないので聞いた。そういった事柄も、何のことも分からない話があると、どうしても疑問符が頭に浮かぶので、そういうことがないように、話題になっていることなども出てくると良い。

○柳楽委員長

よろしく願います。そのほかにはないか。

(「なし」という声あり)

では次回議運の日程だが、予定されているのは11月25日とのことだが、先ほどの委員会で協議いただいたことについてまとめるための委員会を開催して決定しないといけない。次回は、11月7日の13時からとさせていただく。よろしく願います。最後にお願いだいが、本日の内容について会派で共有をお願いする。

○三浦委員

確認だが、各委員会に陳情の随時審査について聞くとの話だが、議運では公明クラブからの意見と当会派の意見も違う。議運の見解はなしで全議員に聞くということで良いのか。

○柳楽委員長

これまでどおりという意見と、山水海の言われる随時という意見と、公明クラブが言っている定例会議の間を含めて年8回という意見を出した上で検討していただけたらと思う。よろしいか。

(「はい」という声あり)

以上で議会運営委員会を終了する。

[15 時 11 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 柳楽 真智子